

# 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月15日改定）

掲載日 2022年11月15日  
(2023年5月15日更新)

## ■キャッシュカード規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 カードの利用</p> <p>(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、            当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ICチップのある当            行所定のキャッシュカード（第5条第3項②、第17条第1項及び第19条            第1項において「ICキャッシュカード」といいます。）を含みます。            以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。            ①～②（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ 当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）により            貯金の預入（第4条において「機械預入」といいます。）をする場合</p> <p>④ ATMにより貯金の一部払戻し（第5条及び第12条において「機械            払」といいます。）をする場合</p> <p>⑤ 当行が貯金の受払事務を委託した金融機関（第6条、第14条及び第18            条において「受払金融機関」といいます。）に設置された現金自動預払            機又は現金自動支払機（以下「提携機」といいます。）により貯金の預            入又は一部払戻しをする場合</p> <p>⑥ ATMにより振替口座（<u>振替貯金口座規定に規定する振替口座をい            います。第7条第1項並びに第8条第1項及び第3項において同じと            します。</u>）への払込み、振替又は振込をする場合</p> <p>⑦ その他当行所定の取扱いをする場合</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>1 カードの利用</p> <p>(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、            当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ICチップのある当            行所定のキャッシュカード（第5条第3項②、第17条第1項及び第19            条第1項において「ICキャッシュカード」といいます。）を含みます。            以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。            ①～②（同左）</p> <p>③ <u>当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）            により振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。            ⑦、第7条並びに第8条第1項及び第3項において同じとします。）            への振替若しくは振込又は地方税統一QRコードによる払込み（ゆう            ちょ Pay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定に規定するタブ            レットQR収納をいいます。以下同じとします。）をする場合</u></p> <p>④ 当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）により            貯金の預入（第4条において「機械預入」といいます。）をする場合</p> <p>⑤ ATMにより貯金の一部払戻し（第5条及び第12条において「機械            払」といいます。）をする場合</p> <p>⑥ 当行が貯金の受払事務を委託した金融機関（第6条、第14条及び第18            条において「受払金融機関」といいます。）に設置された現金自動預払            機又は現金自動支払機（以下「提携機」といいます。）により貯金の預            入又は一部払戻しをする場合</p> <p>⑦ ATMにより振替口座への払込み、振替又は振込をする場合</p> <p>⑧ その他当行所定の取扱いをする場合</p> <p>(2)～(4)（同左）</p>
<p>5 機械払</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 1日当たりの払戻金額は次に掲げる取扱いの別に、それぞれ当行所定            の金額の範囲内で預金者が定める金額（以下「指定金額」といいます。）            以下とし、1日の払戻金の合計額は①の貯金の払戻しの指定金額以下と            します。ただし、①の貯金の払戻しに係る1日の払戻金額は、指定金額            から②及び③の貯金の払戻しの合計額を差し引いた額以下とします。な            お、指定金額については、②は①以下で、かつ、③は②以下の金額とし            ます。</p> <p>① <u>生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の            生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻し</u></p> <p>② ICキャッシュカードを使用して行う貯金の払戻し（①及びICチ            ップを読み取らずに行う貯金の払戻しを除きます。）</p> <p>③ ①及び②以外の貯金の払戻し</p> <p>(4)～(6)（略）</p>	<p>5 機械払</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 1日当たりの払戻金額は次に掲げる取扱いの別に、それぞれ当行所定            の金額の範囲内で預金者が定める金額（以下「指定金額」といいます。）            以下とし、1日の払戻金の合計額は①の貯金の払戻しの指定金額以下と            します。ただし、①の貯金の払戻しに係る1日の払戻金額は、指定金額            から②及び③の貯金の払戻しの合計額を差し引いた額以下とします。な            お、指定金額については、②は①以下で、かつ、③は②以下の金額とし            ます。</p> <p>① <u>ゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる当行所定の照合            を行う貯金の払戻し</u></p> <p>② ICキャッシュカードを使用して行う貯金の払戻し（①及びICチ            ップを読み取らずに行う貯金の払戻しを除きます。）</p> <p>③ ①及び②以外の貯金の払戻し</p> <p>(4)～(6)（同左）</p>
<p>7 払込み等</p> <p>(1) ATMにより払込資金を貯金から払い戻して払込みをする場合又は振            替口座から振替若しくは振込をする場合には、ATMの画面表示等の操            作手順に従って、ATMにカード等を挿入し、届出の暗証に加え、払込            金額、振替金額又は振込金額その他必要事項を正確に入力してください。            この場合、払戻請求書又は払出書の提出は必要ありません。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>7 払込み等</p> <p>(1) ATMにより払込資金を貯金から払い戻して払込みをする場合又は振            替口座から振替若しくは振込をする場合（<u>第3項において「ATMによ            る払込み等」といいます。</u>）には、ATMの画面表示等の操作手順に従            って、ATMにカード等を挿入し、届出の暗証に加え、払込金額、振替            金額又は振込金額その他必要事項を正確に入力してください。この場合、            払戻請求書又は払出書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) <u>タブレット端末により振替口座から振替又は振込をする場合には、タ            ブレット端末の画面表示等の操作手順に従って、タブレット端末にカー            ドを挿入し、届出の暗証に加え、振替金額又は振込金額その他必要事項            を正確に入力してください。この場合、払出書の提出は必要ありません。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
<p>(2) ATMによる払込み等は、払戻しとみなし、第5条第3項から第5項までを準用します。</p>	<p><u>また、タブレット端末により払込資金を貯金から払い戻して地方税統一QRコードによる払込みをする場合には、タブレット端末の画面表示等の操作手順に従って、タブレット端末にカードを挿入のうえ、必要事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p> <p>(3) ATMによる払込み等は、払戻しとみなし、第5条第3項から第5項までを準用します。</p>
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機若しくは<u>当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）</u>又はATM若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機若しくは<u>タブレット端末</u>又はATM若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(7) (同左)</p>
<p>21 規定の適用</p> <p>この規定の取扱いには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「即時振替規定」及び「ゆうちょPay利用規約」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>21 規定の適用</p> <p>この規定の取扱いには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「<u>ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定</u>」、「即時振替規定」及び「ゆうちょPay利用規約」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2022年5月8日</u>から実施します。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2</u> <u>この改正規定による改正前の第5条第3項①の生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻しの指定金額は、この改正規定による改正後の第5条第3項①のゆうちょ通帳アプリ及びゆうちょ認証アプリによる当行所定の照合を行う貯金の払戻しの指定金額（ただし、当行所定の金額を上限とします。）として引き継がれます。</u></p>

# 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月15日改定）

掲載日 2022年11月15日

■生体認証規定（下線の部分は改定箇所）

現行	改定案
<p>1 生体認証</p> <p>(1) 生体認証とは、ICキャッシュカード（ICチップのある当行所定のキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）をいいます。以下同じとします。）によるキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。）の利用<u>その他当行所定の届出事項の変更</u>の際に、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式をいいます。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>1 生体認証</p> <p>(1) 生体認証とは、ICキャッシュカード（ICチップのある当行所定のキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）をいいます。以下同じとします。）によるキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。）の利用の際に、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式をいいます。</p> <p>(2) （同左）</p>
<p><u>2 生体認証契約の締結</u></p> <p><u>(1) 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめICキャッシュカードの利用の申込みを行ってください。</u></p> <p><u>(2) 生体認証契約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及び生体認証データを記録しようとするICキャッシュカードを添えて当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「取扱本支店等」といいます。）に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の申込みにあたっては、取扱本支店等の端末機に届出の暗証を入力してください。</u></p> <p><u>(4) 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録にあたっては、当行所定の本人確認のための資料を提出してください。十分な本人確認ができない場合には、生体認証契約をお断りすることができるものとします。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>3 取扱店の範囲</p> <p>(1) 生体認証データの登録及び削除は、<u>取扱本支店等の窓口</u>において取り扱います。</p> <p>(2) 生体認証データの照合は、<u>取扱本支店等の端末機並びに</u>生体認証データ照合機能のある<u>当行の現金自動預払機及び</u>提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応<u>端末機等</u>」）において取り扱います。</p>	<p>2 取扱店の範囲</p> <p>(1) 生体認証データの削除は、<u>当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「取扱本支店等」といいます。）の窓口</u>において取り扱います。</p> <p>(2) 生体認証データの照合は、生体認証データ照合機能のある提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応<u>提携機</u>」）において取り扱います。</p>
<p>4 生体認証の利用範囲</p> <p>生体認証の利用範囲は、生体認証対応<u>端末機等</u>による次に掲げる取扱いとします。</p> <p>① ICキャッシュカードによる通常貯金又は通常貯蓄貯金（次条第2項から第4項までにおいて「貯金」といいます。）の払戻し</p> <p>② ICキャッシュカードによる<u>電信振替</u></p> <p>③ ICキャッシュカードによる<u>振込</u></p> <p>④ ICキャッシュカードによる<u>電信現金払（取扱本支店等の端末機に限ります。）</u></p> <p>⑤ <u>ICキャッシュカードの届出事項の変更等（キャッシュカード規定第16条（届出事項の変更等）の届出事項の変更等をいいます。）</u></p> <p>⑥ ICキャッシュカードによる<u>国際送金</u></p> <p>⑦ <u>その他当行所定の取扱い</u></p>	<p>3 生体認証の利用範囲</p> <p>生体認証の利用範囲は、生体認証対応<u>提携機</u>による次に掲げる取扱いとします。</p> <p>① ICキャッシュカードによる通常貯金又は通常貯蓄貯金（次条第2項から第4項までにおいて「貯金」といいます。）の払戻し</p> <p>② ICキャッシュカードによる<u>現在高照会</u></p> <p>③～⑦（削除）</p>
<p>5 生体認証データの照合</p> <p>(1) ICチップに生体認証データを記録したICキャッシュカードにより、生体認証対応<u>端末機等</u>で前条に規定する取扱いを受けようとするときは、キャッシュカード規定、<u>振替規定、振込規定、現金払規定及び国際送金規定</u>による請求等のほか、当行所定の生体認証のための手続に従ってください。</p> <p>(2) 当行は、生体認証データについて、生体認証対応<u>端末機等</u>により同一性が認定され、かつ、生体認証対応<u>端末機等</u>の操作の際に使用されたIC</p>	<p>4 生体認証データの照合</p> <p>(1) ICチップに生体認証データを記録したICキャッシュカードにより、生体認証対応<u>提携機</u>で前条に規定する取扱いを受けようとするときは、キャッシュカード規定による請求のほか、当行所定の生体認証のための手続に従ってください。</p> <p>(2) 当行は、生体認証データについて、生体認証対応<u>提携機</u>により同一性が認定され、かつ、生体認証対応<u>提携機</u>の操作の際に使用されたIC</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

現行	改定案
<p>Cキャッシュカードが、当行が預金者に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し、<u>電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱い</u>をします。</p> <p>(3) 当行が生体認証対応<u>端末機等</u>で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合（生体認証対応<u>端末機等</u>の障害等がある場合を含む。）には、当行は、生体認証データの照合を行わず、キャッシュカード規定、<u>振替規定、振込規定、現金払規定又は国際送金規定により貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱い</u>をします。</p> <p>(4) 前項の規定にかかわらず、ICキャッシュカードのICチップの障害等により、生体認証データの照合ができなかった場合には、生体認証対応<u>端末機等</u>で当該ICチップに障害のあるICキャッシュカードによる貯金の払戻し、<u>電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱い</u>はいたしません。</p>	<p>キャッシュカードが、当行が預金者に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し<u>又は現在高照会の取扱い</u>をします。</p> <p>(3) 当行が生体認証対応<u>提携機</u>で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合（生体認証対応<u>提携機</u>の障害等がある場合を含む。）には、当行は、生体認証データの照合を行わず、キャッシュカード規定<u>により貯金の払戻し又は現在高照会の取扱い</u>をします。</p> <p>(4) 前項の規定にかかわらず、ICキャッシュカードのICチップの障害等により、生体認証データの照合ができなかった場合には、生体認証対応<u>提携機</u>で当該ICチップに障害のあるICキャッシュカードによる貯金の払戻し<u>又は現在高照会の取扱い</u>はいたしません。</p>
<p><b>6 生体認証データの登録変更</b></p> <p>(1) <u>生体認証データを変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて取扱本支店等に届け出てください。この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。</u></p> <p>(2) <u>前項の届出があったときは、当行は、ICチップに登録された生体認証データを消去します。</u></p> <p>(3) <u>前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行ってください。</u></p> <p>(4) <u>生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、生体認証対応端末機等によりお取扱いができないことがあります。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><b>7 ICキャッシュカードの再交付</b></p> <p>生体認証データを登録したICキャッシュカードの再交付の請求があったときは、<u>第9条</u>の生体認証契約の解約の届出があったものとして取り扱います。</p>	<p><b>5 ICキャッシュカードの再交付</b></p> <p>生体認証データを登録したICキャッシュカードの再交付の請求があったときは、<u>第7条</u>の生体認証契約の解約の届出があったものとして取り扱います。</p>
<p><b>8 代理人のICキャッシュカード</b></p> <p>(1) <u>キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により交付された代理人（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）の代理人をいいます。）のICキャッシュカードの生体認証契約の締結についても、この規定により取り扱います。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、預金者が同席のうえ（当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。）、代理人のICキャッシュカードに代理人の生体認証データを記録します。</u></p>	<p><b>6 代理人のICキャッシュカード</b></p> <p>キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により交付された代理人（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）の代理人をいいます。）のICキャッシュカード<u>における生体認証の取扱い</u>についても、この規定により取り扱います。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p><b>9 生体認証契約の解約</b> (略)</p>	<p><b>7 生体認証契約の解約</b> (同左)</p>
<p><b>10 規定の適用</b> (略)</p>	<p><b>8 規定の適用</b> (同左)</p>
<p><b>11 規定の改定</b> (略)</p>	<p><b>9 規定の改定</b> (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2021年1月13日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p>

■生体認証規定を廃止する規定（下線の部分は改定箇所）

現行	制定案
<u>(新設)</u>	<u>生体認証規定は、廃止します。</u>
<u>(新設)</u>	<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）

現行	制定案
	<p>1 <u>この規定は、2023年5月15日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この規定の実施の際、現に生体認証規定により生体認証を利用している場合は、なお同規定により取り扱うものとします。</u></p>

以上

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月15日改定）

掲載日 2023年5月15日

### ■振替規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>3 電信振替 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 第1項の請求等の内容について、払出書の記載内容の不備、当行所定の記録媒体の記録内容の不備又は電信により通知された内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（第8条第5項、第11条及び第12条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>	<p>3 電信振替 (1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）による電信振替の請求は、総合口座の加入者に限り、当行所定の取扱時間内にキャッシュカード規定第7条（払込み等）により取り扱います。</u></p> <p><u>(4)</u> 第1項の請求等の内容について、払出書の記載内容の不備、当行所定の記録媒体の記録内容の不備又は電信により通知された内容の不備があったとしてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（第8条第5項、第11条及び第12条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>
<p>4 電信振替の成立等 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3) 電信振替の請求があったときは、当行所定の受付票を交付し又は当行所定の受払いに関する通知票を送付しますので、電信振替の内容を確認してください。この受付票又は受払いに関する通知票は、電信振替の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p>	<p>4 電信振替の成立等 (1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) タブレット端末による電信振替は、当行がコンピュータシステムにより電信振替の請求の内容を確認し、振替金等の受領を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p><u>(4)</u> 電信振替の請求があったときは、当行所定の受付票を交付し又は当行所定の受払いに関する通知票を送付しますので、電信振替の内容を確認してください。この受付票又は受払いに関する通知票は、電信振替の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p>
<p>11 印鑑照合等 (1) (略)</p> <p>(2) 当行が、カード等の磁気的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカード等を当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して、<u>電信振替の取扱い又は電信振替の請求の取消しの取扱い</u>をしましたうへは、カード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、この電信振替の取扱い又は電信振替の請求の取消しの取扱いが偽造カード等によるものであり、カード等及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。</p>	<p>11 印鑑照合等 (1) (同左)</p> <p>(2) 当行が、カード等の磁気的記録によって、<u>端末機又はタブレット端末</u>の操作の際に使用されたカード等を当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して、<u>電信振替の取扱い又は電信振替の請求の取消しの取扱い</u>をしましたうへは、カード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、この電信振替の取扱い又は電信振替の請求の取消しの取扱いが偽造カード等によるものであり、カード等及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2022年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p>

### ■振込規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 適用範囲 振込依頼書<u>又は</u>当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>	<p>1 適用範囲 振込依頼書、<u>当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）又は当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）</u>による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>
<p>2 振込依頼書による振込の取扱店の範囲 振込依頼書による振込は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。</p>	<p>2 振込依頼書<u>又はタブレット端末</u>による振込の取扱店の範囲 振込依頼書による振込は、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。<u>また、タブレット端末による振込は、当行の本支店又は出張所において取り扱います。</u></p>
<p>3 振込の依頼</p>	<p>3 振込の依頼</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
<p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備又はATMへの誤入力があったとしても、それにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(4) 振込の依頼に当たっては、振込資金及び当行所定の振込料金（以下この項、次条及び第9条第1項において「振込資金等」といいます。）を支払ってください。その支払方法は、振替口座から振込資金等に相当する額の預り金を払い出す方法によるものとします。この場合の振替口座からの預り金の払出しについては、振替規定第3条（電信振替）の規定を準用します。</p>	<p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) タブレット端末による振込の依頼は、次により取り扱います。</u></p> <p>① <u>タブレット端末は窓口営業時間内に利用することができます。</u></p> <p>② <u>1回当たりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。</u></p> <p>③ <u>タブレット端末の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関及び店舗名、預金種目及び口座番号、受取人名、振込金額その他必要事項を正確に入力してください。</u></p> <p>④ <u>当行はタブレット端末に入力された事項を依頼内容とします。</u></p> <p>(4) 前3項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備又はATM若しくはタブレット端末への誤入力があったとしても、それにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>(5) 振込の依頼に当たっては、振込資金及び当行所定の振込料金（以下この項、次条及び第9条第1項において「振込資金等」といいます。）を支払ってください。その支払方法は、振替口座から振込資金等に相当する額の預り金を払い出す方法によるものとします。この場合の振替口座からの預り金の払出しについては、振替規定第3条（電信振替）の規定を準用します。</p>
<p>4 振込契約の成立</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した<u>依頼書控又は利用明細票等</u>（以下「依頼書控等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この依頼書控等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p>	<p>4 振込契約の成立</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) タブレット端末による場合には、振込契約は、当行がコンピュータシステムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p>(4) 前3項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した<u>依頼書控、利用明細票又は受付票等</u>（以下「依頼書控等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この依頼書控等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p>
<p>7 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更しようとするときは、次により取り扱います。ただし、振込先の金融機関若しくは店舗名又は振込金額を変更する場合には、次条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の総合口座の場合において、当行が認めるときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（以下この②、次条第1項②及び第11条第2項において「カード等」といいます。）を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>7 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更しようとするときは、次により取り扱います。ただし、振込先の金融機関若しくは店舗名又は振込金額を変更する場合には、次条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。</p> <p>① (同左)</p> <p>② ①の総合口座の場合において、当行が認めるときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（以下この②、次条第1項②及び第11条第2項において「カード等」といいます。）を提出し、本支店等に設置した端末機（以下「<u>端末機</u>」<u>と</u>いいます。）にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>③ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>8 組戻し</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめようとするときは、次により取り扱います。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①の総合口座の場合において、当行が認めるときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、<u>本支店等に設置した</u>端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>8 組戻し</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめようとするときは、次により取り扱います。</p> <p>① (同左)</p> <p>② ①の総合口座の場合において、当行が認めるときは、当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>③～④ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>
<p>11 印鑑照合等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行が、カード等の磁氣的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカード等を当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届</p>	<p>11 印鑑照合等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当行が、カード等の磁氣的記録によって、<u>端末機又はタブレット端末</u>の操作の際に使用されたカード等を当行が交付したものと処理し、</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
<p>出の暗証との一致を確認して振込の取扱い、又は振込の依頼内容の変更若しくは組戻しの取扱いをしましたうえは、カード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、この振込の取扱い、又は振込の依頼内容の変更若しくは組戻しの取扱いが偽造カード等によるものであり、カード等及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。</p>	<p>入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して振込の取扱い、又は振込の依頼内容の変更若しくは組戻しの取扱いをしましたうえは、カード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、この振込の取扱い、又は振込の依頼内容の変更若しくは組戻しの取扱いが偽造カード等によるものであり、カード等及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。</p>
<p>13 災害等による免責</p> <p>次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>① （略）</p> <p>② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>③ （略）</p>	<p>13 災害等による免責</p> <p>次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>① （同左）</p> <p>② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、<b>タブレット端末</b>、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</p> <p>③ （同左）</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<b>2022年5月6日</b>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<b>2023年5月15日</b>から実施します。</p>

■ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス ATM 利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスは、次の方法により、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下 <u>この条、次条及び第4条において</u>「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等を収納機関の指定する一般口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）以外のものをいいます。）（<u>第3条第1項、第4条及び第5条において</u>「収納通知口座」といいます。）に払い込む電信払込み（払込み規定第2条（払込みの種類）に規定する払込みをいいます。以下同じとします。）及び電信払込みに係る特殊取扱、一般口座若しくは総合口座から収納通知口座に振り替えてする電信振替（振替規定第1条（適用範囲）に規定する電信振替をいいます。以下この項において同じとします。）及び電信振替に係る特殊取扱、国庫金を納付する取扱い又は払出金を国庫金の納付に充てる電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。）の取扱いをいいます。</p> <p>①～② （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>1 ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスは、次の方法により、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等を収納機関の指定する一般口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）以外のものをいいます。）（<u>以下</u>「収納通知口座」といいます。）に払い込む電信払込み（払込み規定第2条（払込みの種類）に規定する払込みをいいます。以下同じとします。）及び電信払込みに係る特殊取扱、一般口座若しくは総合口座から収納通知口座に振り替えてする電信振替（振替規定第1条（適用範囲）に規定する電信振替をいいます。以下この項において同じとします。）及び電信振替に係る特殊取扱、国庫金を納付する取扱い又は払出金を国庫金の納付に充てる電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。）の取扱いをいいます。</p> <p>①～② （同左）</p> <p><u>③ 利用者端末（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑦に規定する利用者端末をいいます。以下同じとします。）により請求する方法</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>③ 第1項③の方法は、スマートフォンアプリ利用規定により取り扱いません。</u></p>
<p>3 利用方法等</p> <p>(1) ATMペイジーサービスを請求しようとするときは、税金、各種料金等の払込み又は国庫金の納付をしようとする者（<u>次項、第6項及び第5条①において</u>「利用者」といいます。）は、ATMの画面表示等の操作手順に従って、必要事項を正確に入力し、払込金又は納付金及び当行所定の料金（収納通知口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金を除きます。）（<u>第3項及び第5項において</u>「払込金等」といいます。）を支払ってください。なお、ATM（払込書又は納付書の挿入を受け付けることができるATMに限ります。）に当行所定の払込書又は納付書を挿入することにより、必要事項の入力に代えることができます。</p>	<p>3 利用方法等</p> <p>(1) ATMペイジーサービスを請求しようとするときは、税金、各種料金等の払込み又は国庫金の納付をしようとする者（<u>以下</u>「利用者」といいます。）は、ATMの画面表示等の操作手順に従って、必要事項を正確に入力し、払込金又は納付金及び当行所定の料金（収納通知口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金を除きます。）（<u>以下</u>「払込金等」といいます。）を支払ってください。なお、ATM（払込書又は納付書の挿入を受け付けることができるATMに限ります。）に当行所定の払込書又は納付書を挿入することにより、必要事項の入力に代えることができます。</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
<p>(2)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>  <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2)～(7) (同左)</p> <p><u>(8) 第1項の請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により収納機関からの請求が適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から当該払込金又は納付金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</u></p> <p><u>(9) 利用者に対する収納機関からの請求に関する事項については、当行は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>8 地方税統一QRコードによる通常払込み</b></p> <p><u>(1) 次の方法により、地方税統一QRコードを読み取り、収納機関から請求された税金、各種料金等を収納通知口座に払い込む通常払込み及び通常払込みに係る特殊取扱（以下この条において「地方税統一QRコードによる通常払込み」といいます。）については、この条により取り扱います。</u></p> <p><u>① 当行が定める当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）の窓口において請求する方法（以下この方法による取扱いを「窓口QR収納」といいます。）</u></p> <p><u>② 当行の本支店又は出張所において、当行所定のタブレット端末（以下「タブレット端末」といいます。）により請求する方法（以下この方法による取扱いを「タブレットQR収納」といいます。）</u></p> <p><u>③ 利用者端末により請求する方法</u></p> <p><u>(2) 前項③の方法は、スマートフォンアプリ利用規定により取り扱います。</u></p> <p><u>(3) 窓口QR収納及びタブレットQR収納の利用時間は、窓口営業時間内とします。ただし、収納機関が取扱いを行うことができないと定めた日又は時間帯は、利用することができません。</u></p> <p><u>(4) 利用者は、窓口QR収納を請求しようとするときは、当行所定の払込書又は納付書を提出のうえ、当行所定の手続に従って、払込金及び当行所定の料金を支払ってください。また、タブレットQR収納を請求しようとするときは、キャッシュカード規定第7条（払込み等）第2項により取り扱います。</u></p> <p><u>(5) 当行は、前項により利用者が請求した内容に従って、地方税統一QRコードによる通常払込み及び第11項に規定する特殊取扱を行います。</u></p> <p><u>(6) タブレットQR収納については領収証書を発行せず、当行所定の払込受付票を当行所定の方法により交付します。なお、払込受付票は当行が払込金及び当行所定の料金を受け付けたことを証明する書類となりますので、内容を確認して大切に保管してください。</u></p> <p><u>(7) 利用者が請求した内容について、当行所定の確認ができない場合は、地方税統一QRコードによる通常払込みを利用することはできません。</u></p> <p><u>(8) 地方税統一QRコードによる通常払込みに係る請求は、取消しをすることはできません。</u></p> <p><u>(9) 地方税統一QRコードによる通常払込みの請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により収納機関からの請求が適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から払込金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</u></p> <p><u>(10) 地方税統一QRコードによる通常払込みの利用者に対する収納機関からの請求に関する事項については、当行は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</u></p> <p><u>(11) 地方税統一QRコードによる通常払込みに係る特殊取扱として、収納通知口座の受入金額等を収納機関あてに電信により通知します。通知の請求に当たっては、当行所定の料金をいただきます。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
	<p><u>(12) 地方税統一QRコードによる通常払込み及び前項に規定する特殊取扱については、当行所定の料金を次によりいただきます。</u></p> <p><u>① 払込金を受け入れる収納通知口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書又は納付書による場合は、収納通知口座の加入者から別に定める方法によりいただきます。</u></p> <p><u>② ①以外の場合は、払込人から現金（貯金の払戻金を払込金に充当する場合においては、貯金の払戻金を含みます。）でいただきます。</u></p> <p><u>(13) 次の事由により地方税統一QRコードによる通常払込みの取扱いにつき不能又は遅延があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（当社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）(②及び③において「当行等」といいます。)は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき</u></p> <p><u>② 当行等又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、タブレット端末、通信回線若しくはコンピュータ等に障害が生じたとき</u></p> <p><u>③その他当行等以外の者の責に帰すべき事由があったとき</u></p> <p><u>(14) 地方税統一QRコードによる通常払込みには、この規定のほか、「払込み規定」が適用されます。ただし、払込み規定第8条（払込金に充てることができる証券等）並びに第9条（払込金に充てられた証券等の決済不能等）第1項及び第2項の取扱いはいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</u></p>
<p><b>8 規定の改定</b> (1)～(2) (略)</p>	<p><b>9 規定の改定</b> (1)～(2) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p>

■**公金に関する払込み規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 適用範囲</p> <p>地方公共団体又は地方自治法の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関が収納すべき地方税、分担金、使用料その他地方公共団体の徴収金（以下この条及び第4条第1項において「公金」といいます。）の納付のため、当行所定の払込書若しくは納税通知書及び納入通知書（第6条第1項①において「納税通知書等」といいます。）をもって公金を納付する義務を負う者がする通常払込み（以下「公金に関する払込み」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>地方公共団体又は地方自治法の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関が収納すべき地方税、分担金、使用料その他地方公共団体の徴収金（以下この条及び第4条第1項において「公金」といいます。）の納付のため、当行所定の払込書若しくは納税通知書及び納入通知書（第6条第1項①において「納税通知書等」といいます。）をもって公金を納付する義務を負う者がする通常払込み（以下「公金に関する払込み」といいます。）については、この規定により取り扱います。<u>なお、地方税統一QRコードによる通常払込みはゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス A T M利用規定により取り扱います。</u></p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p>

■**ゆうちょダイレクト規定**（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p>	<p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
<p>①～②（略）</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に<b>定める</b>口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p>	<p>①～②（同左）</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に<b>規定する</b>口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p>
<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 総合口座の加入者（以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス並びにダイレクトサービスの投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引については、当行所定の投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に<b>定める</b>投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に<b>定める</b>振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設を受けた者に限ります。）</p> <p>テレホンサービス、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービス（通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の預金者の場合は、担保定額定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、自動払込みの利用申込みサービス及び無通帳型総合口座への切替を除きます。）</p> <p>(2)～(9)（略）</p>	<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 総合口座の加入者（以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス並びにダイレクトサービスの投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引については、当行所定の投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に<b>規定する</b>投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に<b>規定する</b>振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設を受けた者に限ります。）</p> <p>テレホンサービス、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービス（通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の預金者の場合は、担保定額定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、自動払込みの利用申込みサービス及び無通帳型総合口座への切替を除きます。）</p> <p>(2)～(9)（同左）</p>
<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける電信振替、振込<b>及び</b>国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</p> <p>(2)～(12)（略）</p>	<p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける<b>通常払込み、</b>電信振替、振込、<u>国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（スマートフォンアプリ利用規定第17条（ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス）第1項に規定するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスをいいます。以下同じとします。）</u>に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。<u>ただし、通常払込み並びにダイレクトサービスにおけるゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含みません。</u></p> <p>(2)～(12)（同左）</p>
<p>13 振込</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 前項において、連絡先の誤入力又は電話の不通等によって通知し又は照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、<b>当</b></p>	<p>13 振込</p> <p>(1)～(6)（同左）</p> <p>(7) 前項において、連絡先の誤入力又は電話の不通等によって通知し又は照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、<b>当</b></p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

現 行	改定後
<p><u>行等は責任を負いません。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p><u>行等の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行等は責任を負いません。また、当行等の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行等は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行等に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>(8)～(9) (同左)</p>
<p>14 ゆうちよ Pay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) <u>ダイレクトサービスにおけるゆうちよ Pay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）</u>は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第22条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（第22条第3項及び第23条第1項⑤において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) インターネットペイジーサービスの請求がなされた場合において、<u>収納機関からの請求が解除</u>（合意解除を含みます。）又は取消し等により適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</p> <p>(10) インターネットペイジーサービスの利用者<u>と収納機関との当該請求</u>に関する事項については、当行等は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行等は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行等は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</p>	<p>14 ゆうちよ Pay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) <u>インターネットペイジーサービス</u>は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第22条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（第22条第3項及び第23条第1項⑤において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</p> <p>(2)～(8) (同左)</p> <p>(9) インターネットペイジーサービスの請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により<u>収納機関からの請求が適法に解消されたときは</u>、利用者は当該収納機関から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</p> <p>(10) インターネットペイジーサービスの利用者<u>に対する収納機関からの請求</u>に関する事項については、当行等は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行等は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行等は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2023年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2023年5月15日</u>から実施します。</p>

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第21条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨ (略)</p>	<p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第27条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨ (同左)</p>
<p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① 届出口座情報照会 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 定額貯金・定期貯金の取扱い（以下本章において「担保定額定期貯金</p>	<p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① 届出口座情報照会</p> <p>② <u>当行所定の現金自動預払機（以下本章において「ATM」といいます。）による通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下本章において「貯金」といいます。）の預入（以下本章において「機械預入」といいます。）</u></p> <p>③ <u>ATMによる貯金の一部払戻し（以下本章において「機械払」といいます。）</u></p> <p>④ 定額貯金・定期貯金の取扱い（以下本章において「担保定額定期貯金の</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

<p>の取扱い」といいます。）</p> <p>③ 口座貸越サービス <u>（新設）</u></p> <p>④ 電信振替</p> <p>⑤ 振込</p> <p>⑥ 国内非居住者円貨建て送金 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>⑦ 投資信託取引</p> <p>⑧ 無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下同じとします。）への切替 <u>（新設）</u></p> <p>⑨ 届出事項の変更</p> <p>⑩ キャンペーンのお知らせ及び広告宣伝等の配信（プッシュ配信を含みます。）</p> <p>⑪ その他当行が別途定めるサービス</p>	<p>取扱い」といいます。）</p> <p>⑤ 口座貸越サービス</p> <p>⑥ <u>通常払込み</u></p> <p>⑦ 電信振替</p> <p>⑧ 振込</p> <p>⑨ 国内非居住者円貨建て送金</p> <p>⑩ <u>ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス</u></p> <p>⑪ <u>地方税統一QRコードによる通常払込み</u></p> <p>⑫ 投資信託取引</p> <p>⑬ 無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下同じとします。）への切替</p> <p>⑭ <u>キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項①に規定する照合（以下本章において「ATM生体認証」といいます。）</u></p> <p>⑮ 届出事項の変更</p> <p>⑯ キャンペーンのお知らせ及び広告宣伝等の配信（プッシュ配信を含みます。）</p> <p>⑰ その他当行が別途定めるサービス</p>
<p>第8条（届出口座情報照会）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 既に応答した内容については、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、利用者に通知することなく変更することがあります。当該変更のために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p>	<p>第8条（届出口座情報照会）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 既に応答した内容については、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、利用者に通知することなく変更することがあります。当該変更のために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第9条（機械預入）</u></p> <p>1 本アプリにおいて、機械預入の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末及びATMの画面表示等の操作手順に従って、当行所定の手続を行い、ATMに現金を投入してください。</p> <p>2 本アプリにおける機械預入は、ATMの種類により当行所定の種類の種類及び貨幣に限り、また、1回当たりの預入は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p>3 本アプリにおける機械預入があった場合は、現在高その他の事項を記載した書類の交付を受けることができます。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第10条（機械払）</u></p> <p>1 本アプリにおいて、機械払の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末及びATMの画面表示等の操作手順に従って、当行所定の手続を行ってください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>2 本アプリにおける機械払は、ATMの種類により当行所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>3 本アプリにおける機械払による1日当たりの払戻金額は、当行所定の金額の範囲内で利用者が定める金額（次項において「指定金額」といいます。）以下とします。</p> <p>4 前項の指定金額について利用者が定めなときは、当行は、当該指定金額を当行所定の金額として取り扱うものとします。</p>
<p>第9条（担保定額定期貯金の取扱い） （略）</p>	<p>第11条（担保定額定期貯金の取扱い） （同左）</p>
<p>第10条（口座貸越サービス） （略）</p>	<p>第12条（口座貸越サービス） （同左）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第13条（通常払込み）</u></p> <p>1 本アプリにおける通常払込みは、利用者からの請求に基づき、当該利用者の貯金から預り金を払い戻したうえで、当該払戻金を、当該利用者が指定する一般口座（総合口座以外の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

	<p><u>口座をいいます。以下本章において同じとします。）をいいます。以下本章において同じとします。）への払込金及び当行所定の料金（払込金を受け入れる一般口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金を除きます。この条において「払込金等」といいます。）に充当する取扱いです。</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って必要事項を入力し、又は当行所定の払込書を読み取り、送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>3 前項において利用者は、当行が利用者端末の画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により通常払込みの請求電文を当行に送信してください。</u></p> <p><u>4 本アプリにおける通常払込みは、当行がコンピュータシステムにより払込みの内容を確認し、払込金等の受領を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p><u>5 本アプリにおける通常払込みについては、領収証書は発行いたしません。受付内容は、利用者端末の画面で利用者自身で確認してください。</u></p> <p><u>6 利用者が請求した内容について当行所定の確認ができない場合は、本アプリにおける通常払込みを利用することができません。</u></p> <p><u>7 利用者が指定する一般口座がないとき又は本アプリにおける通常払込みの取消により返還すべき払込金があるときは、払込金を払い戻した貯金への戻入れにより返還いたします。この場合、本アプリにおける通常払込みの料金は返還いたしません。</u></p> <p><u>8 本アプリにおける通常払込みについて通知し又は照会をする場合には、払込金等を払い戻した貯金について届出のあった住所若しくは電話番号又は払込みの依頼にあたって入力又は読み取った住所若しくは電話番号を連絡先とします。</u></p> <p><u>9 前項において、連絡先の誤入力等又は電話の不通等によって通知し又は照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>第 11 条（電信振替）</p> <p>1 本アプリにおける電信振替は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座（振替口座（<u>振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。</u>）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下<b>本条及び次条</b>において同じとします。）から預り金を払い出して、これを当該利用者が指定する他の振替口座に受け入れる取扱いです。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>第 14 条（電信振替）</p> <p>1 本アプリにおける電信振替は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座（振替口座のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下<b>本章</b>において同じとします。）から預り金を払い出して、これを当該利用者が指定する他の振替口座に受け入れる取扱いです。</p> <p>2～6（同左）</p>
<p>第 12 条（振込）</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 前項において、連絡先の誤入力又は電話の不通等によって通知し又は照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。</u></p> <p>8（略）</p>	<p>第 15 条（振込）</p> <p>1～6（同左）</p> <p>7 前項において、連絡先の誤入力又は電話の不通等によって通知し又は照会をすることができなくても、それにより生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>8（同左）</p>
<p>第 13 条（国内非居住者円貨建て送金） （略）</p>	<p>第 16 条（国内非居住者円貨建て送金） （同左）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第 17 条（ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス）</u></p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

	<p><u>1 本アプリにおけるゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス（以下「ゆうちょ通帳アプリペイジーサービス」といいます。）は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下本条及び次条において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（以下本章において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第7項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って必要事項を入力し、又は当行所定の払込書を読み取り、送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>3 第1項の請求については、第14条第3項から第5項までを準用します。</u></p> <p><u>4 ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスに係る特殊取扱として、収納通知口座の受入金額等を収納機関あてに電信により通知します。</u></p> <p><u>5 ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスの請求において、当行所定の回数を超えて当行所定の項目を誤入力したときは、当行は、ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスの利用を一時停止することがあります。</u></p> <p><u>6 公金に関するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスは、当行が当行所定の方法により通知の内容を出力したものを払出書及び払込書として取り扱います。</u></p> <p><u>7 国庫金に関するゆうちょ通帳アプリペイジーサービスは、電信現金払による払出金の受領及び納付について利用者から委任があったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>8 ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスについては、領収証書は発行いたしません。受付内容は、利用者端末の画面で利用者自身で確認してください。</u></p> <p><u>9 利用者が請求した内容について、当行所定の確認ができない場合は、ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスを利用することができません。</u></p> <p><u>10 ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスの請求は、取消しをすることはできません。</u></p> <p><u>11 収納機関が取扱いを行うことができないと定めた日又は時間帯は、ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスを利用することができません。</u></p> <p><u>12 ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスの請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により収納機関からの請求が適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</u></p> <p><u>13 ゆうちょ通帳アプリペイジーサービスの利用者に対する収納機関からの請求に関する事項については、当行は関知しません。当該請求に関連して利用者と当該収納機関との間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第18条（地方税統一QRコードによる通常払込み）</u></p> <p><u>1 本アプリにおける地方税統一QRコードによる通常払込みは、利用者の請求に基づき、収納機関から請求された税金、各種料金等の支払いに充てるため、利用者の貯金から預り金を払い戻したうえで、当該払戻金を収納通知口座への払込金及び当行所定の料金（収納通知口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金を除きます。）に充当する取扱いです。</u></p> <p><u>2 前項の請求については、第13条第2項から第5項までを準用します。この場合、第13条第2項中「払込書」とあるのは「地方税統一QRコード」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>3 本アプリにおける地方税統一QRコードによる通常払込みに係る特殊取扱</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

	<p><u>として、収納通知口座の受入金額等を収納機関あてに電信により通知します。</u></p> <p><u>4 本アプリにおける地方税統一QRコードによる通常払込みは、当行が当行所定の方法により通知の内容を出力したものを払込書として取り扱います。</u></p> <p><u>5 地方税統一QRコードによる通常払込みについては、領収証書は発行いたしません。受付内容は、利用者端末の画面で利用者自身で確認してください。</u></p> <p><u>6 本アプリにおける地方税統一QRコードによる通常払込みの請求は、取消しをすることはできません。</u></p> <p><u>7 本アプリにおける地方税統一QRコードによる通常払込みの請求がなされた場合において、解除（合意解除を含みます。）又は取消し等により収納機関からの請求が適法に解消されたときは、利用者は当該収納機関から払込金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納機関との間で解決してください。</u></p> <p><u>8 本アプリにおける地方税統一QRコードによる通常払込みの利用者に対する収納機関からの請求に関する事項については、当行は関知しません。当該請求に関連して利用者との間で発生した紛議について当行は責任を負わず、またその紛議を理由として、当行は利用者に対して賠償等を行う義務を負いません。</u></p>
<p>第14条（投資信託取引） （略）</p>	<p>第19条（投資信託取引） （同左）</p>
<p>第15条（無通帳型総合口座への切替） （略）</p>	<p>第20条（無通帳型総合口座への切替） （同左）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第21条（ATM生体認証）</u></p> <p><u>1 利用者は、本アプリにより、ATM又は当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機若しくは現金自動支払機（第3項においてこれらを総称して「ATM等」といいます。）で次に掲げる取扱いを行う場合に、ATM生体認証を行うことができます。</u></p> <p><u>① ICキャッシュカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項に規定する代理人のカードを除きます。以下本条において同じとします。）による貯金の払戻し</u></p> <p><u>② ICキャッシュカードによる電信振替</u></p> <p><u>③ ICキャッシュカードによる振込</u></p> <p><u>④ ICキャッシュカードによる電信現金払</u></p> <p><u>⑤ その他当行所定の取扱い</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、前項に規定する取扱いの申込みをしようとするときは、利用者は利用者端末の画面の操作手順に従って、当行所定の方法によりATM生体認証の利用申込みの請求電文を当行に送信してください。</u></p> <p><u>3 前項に定める申込みが完了した以降、ATM生体認証を利用するときは、アプリ認証利用者（前項に定める申込みが完了した利用者をいいます。以下本条において同じとします。）は、利用者端末の画面の操作手順に従って、当行所定の操作を行い、ATM生体認証の請求電文を送信してください。この場合、アプリ認証利用者は当行所定の時間（本項及び次項において「取引可能時間」といいます。）内に限り、当該取引を行うことができます。なお、取引可能時間が経過した場合、ATM生体認証は自動的に終了します。</u></p> <p><u>4 アプリ認証利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、当行所定の操作を行うことで、取引可能時間終了又は取引可能時間延長の請求電文を送信することができます。</u></p> <p><u>5 利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、当行所定の操作を行うことで、キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項に規定する指定金額を引き下げる請求電文を送信することができます。</u></p> <p><u>6 アプリ認証利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、当行所定の操作を行うことで、ATM生体認証の利用を廃止する請求電文を送信することができます。</u></p>

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月15日改定）

	<u>7 前5項の取扱いにおいて、当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者又はアプリ認証利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u>
第 16 条（届出事項の変更） （略）	第 22 条（届出事項の変更） （同左）
第 17 条（送金限度額） 1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける電信振替、振込及び国内非居住者円貨建て送金（以下本章において「 <u>電信振替等</u> 」）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第1項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける <u>電信振替等</u> に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。  2 利用者がゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）に規定するゆうちょダイレクトをいいます。以下本章において同じとします。）を利用していない場合、本サービスにおける <u>電信振替等</u> に係る送金限度額は、当行所定の金額とします。	第 23 条（送金限度額） 1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける <u>通常払込み、電信振替、振込、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス</u> （以下本章においてこれらを総称して「 <u>通常払込み等</u> 」）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第1項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける <u>通常払込み等</u> に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。 <u>ただし、通常払込み及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含まれません。</u>  2 利用者がゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）に規定するゆうちょダイレクトをいいます。以下本章において同じとします。）を利用していない場合、本サービスにおける <u>通常払込み等</u> に係る送金限度額は、当行所定の金額とします。
第 18 条（料金） 本サービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  ① 電信振替の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 ② 振込の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 ③ 国内非居住者円貨建て送金の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。	第 24 条（料金） 本サービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。 <u>① 機械預入の料金は、利用者の貯金の預り金から控除することによりいただきます。</u> <u>② 機械払の料金は、利用者の貯金の預り金から控除することによりいただきます。</u> <u>③ 通常払込みの料金は、払込金を受け入れる一般口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。その他の場合は、利用者の貯金の預り金から控除することによりいただきます。</u> <u>④ ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービスの料金は、利用者の振替口座又は振替金を受け入れる収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。また、特殊取扱の料金は、振替金を受け入れる収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。</u> <u>⑤ 地方税統一QRコードによる通常払込みの料金は、利用者の貯金からの控除又は収納通知口座の加入者から別に定める方法によりいただきます。また、特殊取扱の料金は、払込金を受け入れる収納通知口座の加入者から別に定める方法によりいただきます。</u> <u>⑥ 電信振替の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u> <u>⑦ 振込の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u> <u>⑧ 国内非居住者円貨建て送金の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u>
第 19 条（本人確認） （略）	第 25 条（本人確認） （同左）
第 20 条（パスコード等の管理等） （略）	第 26 条（パスコード等の管理等） （同左）
第 21 条（本サービスの利用等） （略）	第 27 条（本サービスの利用等） （同左）
第 22 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） 1～3（略） 4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害について <u>責任を負いません。</u>	第 28 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） 1～3（同左） 4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、 <u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当</u>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2023年5月15日改定）**

	<p><u>行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>第 23 条（本サービスにおける禁止事項）          (略)</p>	<p>第 29 条（本サービスにおける禁止事項）          (同左)</p>
<p>第 24 条（利用停止等）          1～4 (略)</p> <p>5 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者          に生じた損害について<u>責任を負わず</u>、本サービスの利用停止等の後も、利用          者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</p>	<p>第 30 条（利用停止等）          1～4 (同左)</p> <p>5 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者          に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は          責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、          当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係          る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故          意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。また、本サー          ビスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用する          ことができるものとします。</u></p>
<p>第 25 条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等）          (略)</p>	<p>第 31 条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等）          (同左)</p>
<p>第 26 条（保証の否認及び免責）          1 当行が、本章による本人確認方法により利用者本人からの請求として本          サービスの取扱いを受け付けましたうへは、本サービスに係る取扱いが利          用者以外の第三者により行われたことによって利用者<u>が損害を被った場          合であっても、それにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事          由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、          本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故          障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判          断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、<u>当行の責          に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた          損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</u></p> <p>7 当行は、利用者情報及び届出口座情報等を、実績があると当行が判断した          クラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しか          しながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものでは          なく、保存された利用者情報及び届出口座情報等その他の情報の消失に起          因して生じた損害につ<u>き、賠償する責任を一切負わないものとします。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 当行は、利用者端末に保存された届出口座情報等を閲覧及び変更等をす          ることにより利用者が発生した損害については、<u>当行の責に帰すべき事由          がある場合を除き、何ら責任を負わないものとします。</u></p> <p>10～11 (略)</p>	<p>第 32 条（保証の否認及び免責）          1 当行が、本章による本人確認方法により利用者本人からの請求として本サ          ービスの取扱いを受け付けましたうへは、本サービスに係る取扱いが利          用者以外の第三者により行われたことによって利用者<u>が損害を被った場          合であっても、それにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事          由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべ          き事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、          将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないも          のとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでな          いものとします。</u></p> <p>2～5 (同左)</p> <p>6 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、          本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故          障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判          断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、<u>当行の責          に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた          損害につき、賠償する責任を負わないものとします。また当行の責に帰す          べき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損          害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わない          ものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りで          ないものとします。</u></p> <p>7 当行は、利用者情報及び届出口座情報等を、実績があると当行が判断した          クラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存します。しか          しながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものでは          なく、保存された利用者情報及び届出口座情報等その他の情報の消失に起          因して生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除          き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合          であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び          逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただ          し、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>8 (同左)</p> <p>9 当行は、利用者端末に保存された届出口座情報等を閲覧及び変更等をす          ることにより利用者が発生した損害については、<u>当行の責に帰すべき事由          がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべ          き事由がある場合であっても当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、          将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないも          のとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでな          いものとします。</u></p> <p>10～11 (同左)</p>

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月15日改定）

第 27 条（本アプリの不正使用による <b>電信振替等</b> ）	第 33 条（本アプリの不正使用による <b>機械払及び通常払込み等</b> ）
<p>1 前条第 1 項にかかわらず、利用者情報の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（以下本条において「偽造等」といいます。）により、他人に本アプリを不正使用され生じた<b>電信振替等</b>については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該<b>電信振替等</b>に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 利用者情報の偽造等に気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他偽造等があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>2 前項の請求がなされた場合、当該<b>電信振替等</b>が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた<b>電信振替等</b>に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 1 項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該<b>電信振替等</b>が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 1 項に係る当行への通知が、利用者情報の偽造等が行われた日（当該偽造等が行われた日が明らかでないときは、当該利用者情報を用いて行われた不正な<b>電信振替等</b>が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。</p> <p>① 当該<b>電信振替等</b>が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</p> <p>B 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合</p> <p>C 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して利用者情報の偽造等された場合</p> <p>5 当行が当該届出口座について利用者の請求による<b>電信振替、振込又は国内非居住者円貨建て送金</b>を行っている場合には、当該<b>電信振替、振込又は国内非居住者円貨建て送金</b>を行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による<b>電信振替等</b>を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による<b>電信振替等</b>により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>6 当行が第 2 項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該振替口座に係る利用者の払出請求権は消滅します。</p> <p>7 当行が第 2 項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、本アプリの不正使用による<b>電信振替等</b>を行った者その他の第三者に対して当該振替口座の利用者が有する損害賠償請求権</p>	<p>1 前条第 1 項にかかわらず、利用者情報の偽造、変造、盗用、漏洩その他の事故（以下本条において「偽造等」といいます。）により、他人に本アプリを不正使用され生じた<b>機械払及び通常払込み等</b>については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は、当行に対して当該<b>機械払又は当該通常払込み等</b>に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 利用者情報の偽造等に気付いてから速やかに、当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他偽造等があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること</p> <p>2 前項の請求がなされた場合、当該<b>機械払又は当該通常払込み等</b>が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた<b>機械払又は通常払込み等</b>に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を前条第 1 項にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該<b>機械払又は当該通常払込み等</b>が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 1 項に係る当行への通知が、利用者情報の偽造等が行われた日（当該偽造等が行われた日が明らかでないときは、当該利用者情報を用いて行われた不正な<b>機械払又は通常払込み等</b>が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4 第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。</p> <p>① 当該<b>機械払又は当該通常払込み等</b>が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</p> <p>B 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合</p> <p>C 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて又はこれに付随して利用者情報の偽造等された場合</p> <p>5 当行が当該届出口座について利用者の請求による<b>機械払又は通常払込み等</b>を行っている場合には、当該<b>機械払又は当該通常払込み等</b>を行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による<b>機械払又は通常払込み等</b>を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による<b>機械払又は通常払込み等</b>により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>6 当行が第 2 項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金又は当該振替口座に係る利用者の払出請求権は消滅します。</p> <p>7 当行が第 2 項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、本アプリの不正使用による<b>機械払又は通常払込み等</b>を行った者その他の第三者に対して<b>当該貯金又は当該振替口座</b>の利用者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとし</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

又は不当利得返還請求権を取得するものとします。	ます。
第 28 条（紛争処理及び損害賠償） （略）	第 34 条（紛争処理及び損害賠償） （同左）
第 29 条（規定の適用） 本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「振替規定」、「振込規定」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	第 35 条（規定の適用） 本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「 <u>キャッシュカード規定</u> 」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「 <u>払込み規定</u> 」、「振替規定」、「振込規定」、「ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス A T M 利用規定」、「 <u>公金に関する払込み規定</u> 」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
第 3 章 ゆうちょ認証アプリ 第 30 条（総則） （略）	第 3 章 ゆうちょ認証アプリ 第 36 条（総則） （同左）
第 31 条（適用範囲） （略）	第 37 条（適用範囲） （同左）
第 32 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第 1 章及び本章に同意のうえ第 34 条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑪（略）	第 38 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第 1 章及び本章に同意のうえ第 40 条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑪（同左）
第 33 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ① ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょ P a y の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 16 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょ P a y 利用規約第 3 条（利用申込み）第 2 項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力に代えて生体認証を行う取扱い ②～④（略） ⑤ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第 2 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u> <u>A</u> 電信振替 <u>B</u> 振込 <u>C</u> 国内非居住者円貨建て送金 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>  <u>D</u> 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。） <u>E</u> その他当行所定の取扱い ⑥ その他当行が別途定める取扱い 2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 26 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サ	第 39 条（本サービス） 1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。 ① ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょ P a y の申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第 27 条第 1 項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょ P a y 利用規約第 3 条（利用申込み）第 2 項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力に代えて生体認証を行う取扱い ②～④（同左） ⑤ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第 2 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い <u>A</u> 当行所定の現金自動預払機による通常貯金及び通常貯蓄貯金の一部払戻し <u>B</u> 通常払込み <u>C</u> 電信振替 <u>D</u> 振込 <u>E</u> 国内非居住者円貨建て送金 <u>F</u> ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス <u>G</u> 地方税統一 QRコードによる通常払込み <u>H</u> キャッシュカード規定第 5 条（機械払）第 3 項①に規定する照合 <u>I</u> 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。） <u>J</u> その他当行所定の取扱い ⑥ その他当行が別途定める取扱い 2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 32 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2023年5月15日改定）**

<p>ービスを利用した場合のゆうちょP a y 利用規約の適用については、同規約第3条（利用申込み）第3項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p>	<p>利用した場合のゆうちょP a y 利用規約の適用については、同規約第3条（利用申込み）第3項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p>
<p>第 34 条（本サービスの利用） 1～3（略） 4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょP a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①～②（略） ③ 第 16 条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更 ④ 前条第1項②に規定する生体認証を行う取扱い <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>5～16（略）</p>	<p>第 40 条（本サービスの利用） 1～3（同左） 4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょP a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。 ①～②（同左） ③ 第 22 条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更 ④ 前条第1項②に規定する生体認証を行う取扱い <u>⑤ 前条第1項⑤A及びHに規定する取扱い</u> <u>⑥ 第10条第3項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限りません。）</u></p> <p>5～16（同左）</p>
<p>第 35 条（生体認証） 1～5（略） 6 当行は、生体認証の際に利用者が入力した生体情報と登録生体情報の一致を確認した場合、利用者が生体認証を利用したものとみなし、登録生体情報の偽造、変造、盗用若しくは不正使用、又は端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用若しくは不正アクセス等により利用者に生じた損害があっても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。</p> <p>7～11（略） 12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第 33 条第1項④AからGまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</p>	<p>第 41 条（生体認証） 1～5（同左） 6 当行は、生体認証の際に利用者が入力した生体情報と登録生体情報の一致を確認した場合、利用者が生体認証を利用したものとみなし、登録生体情報の偽造、変造、盗用若しくは不正使用、又は端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用若しくは不正アクセス等により利用者に生じた損害があっても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。<u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>7～11（同左） 12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第 39 条第1項④AからGまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</p>
<p>第 36 条（パスコードの管理等） 1（略） 2 当行は、取引認証の際に利用者から通知された番号と本アプリに登録されているパスコードの一致を確認した場合、利用者が取引認証を利用したものとみなし、パスコードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。</u></p> <p>3～4（略） 5 パスコードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</p>	<p>第 42 条（パスコードの管理等） 1（同左） 2 当行は、取引認証の際に利用者から通知された番号と本アプリに登録されているパスコードの一致を確認した場合、利用者が取引認証を利用したものとみなし、パスコードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>3～4（同左） 5 パスコードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

<p>当行は責任を負いません。</p> <p>6（略）</p>	<p>当行は責任を負いません。<u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>6（同左）</p>
<p>第 37 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害について<u>責任を負いません。</u></p>	<p>第 43 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>1～3（同左）</p> <p>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>第 38 条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>（略）</p>	<p>第 44 条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>（同左）</p>
<p>第 39 条（利用停止等）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者 に生じた損害について<u>責任を負わず</u>、本サービスの利用停止等の後も、利用 者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</p>	<p>第 45 条（利用停止等）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者 に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は 責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、 当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係 る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故 意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。また、本サー ビスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用する ことができるものとします。</u></p>
<p>第 40 条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>（略）</p>	<p>第 46 条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>（同左）</p>
<p>第 41 条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、 本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故 障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判 断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、当行の責 に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた 損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</p> <p>6 当行は、利用者情報（登録生体情報を除きます。）を、実績があると当行 が判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存し ます。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証す るものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して 生じた損害につき、<u>賠償する責任を一切負わないものとします。</u></p>	<p>第 47 条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～4（同左）</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、 本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故 障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判 断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、当行の責 に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた 損害につき、賠償する責任を負わないものとします。<u>また当行の責に帰す べき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損 害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わない ものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りで ないものとします。</u></p> <p>6 当行は、利用者情報（登録生体情報を除きます。）を、実績があると当行が 判断したクラウド環境のもとで、安全性の高いネットワーク上に保存しま す。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証する ものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生 じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サー ビスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないもの とします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、 付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害に ついて賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重 過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>7（略）</p>	<p>7（同左）</p>
<p>第 42 条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>（略）</p>	<p>第 48 条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>（同左）</p>
<p>第 4 章 ゆうちょ口座開設アプリ</p> <p>第 43 条（総則）</p> <p>（略）</p>	<p>第 4 章 ゆうちょ口座開設アプリ</p> <p>第 49 条（総則）</p> <p>（同左）</p>
<p>第 44 条（規定の適用）</p>	<p>第 50 条（規定の適用）</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

(略)	(同左)
<p>第45条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第47条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>第51条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第53条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑥（同左）</p>
<p>第46条（本サービス）</p> <p>(略)</p>	<p>第52条（本サービス）</p> <p>(同左)</p>
<p>第47条（本サービスの利用等）</p> <p>(略)</p>	<p>第53条（本サービスの利用等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第48条（パスワードの管理等）</p> <p>1（略）</p> <p>2 当行は、利用者が入力したパスワードと本アプリに登録されているパスワードの一致を確認した場合、利用者が本アプリを利用したものとみなし、パスワードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>6（略）</p>	<p>第54条（パスワードの管理等）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 当行は、利用者が入力したパスワードと本アプリに登録されているパスワードの一致を確認した場合、利用者が本アプリを利用したものとみなし、パスワードにつき盗用等の不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。<u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>3～4（同左）</p> <p>5 パスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。<u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>6（同左）</p>
<p>第49条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、<u>責任を負いません。</u></p>	<p>第55条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>1～3（同左）</p> <p>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、<u>当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<p>第50条（本アプリにおける禁止事項）</p> <p>(略)</p>	<p>第56条（本アプリにおける禁止事項）</p> <p>(同左)</p>
<p>第51条（利用停止等）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、<u>責任を負わず、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p>	<p>第57条（利用停止等）</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、<u>当行は賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。また、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p>
<p>第52条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>(略)</p>	<p>第58条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>(同左)</p>
<p>第53条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故</p>	<p>第59条（保証の否認及び免責）</p> <p>1～4（同左）</p> <p>5 当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

<p>障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。</p>	<p>障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかんを問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。<u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
6（略）	6（同左）
7 当行は、利用者情報を、当行所定のサーバ上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。	7 当行は、利用者情報を、当行所定のサーバ上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。 <u>また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u>
8（略）	8（同左）
第 54 条（紛争処理及び損害賠償） （略）	第 60 条（紛争処理及び損害賠償） （同左）
第 5 章 ゆうちょレコ 第 55 条（総則） （略）	第 5 章 ゆうちょレコ 第 61 条（総則） （同左）
第 56 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第 1 章及び本章に同意のうえ第 59 条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑪（略）	第 62 条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第 1 章及び本章に同意のうえ第 65 条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑪（同左）
第 57 条（本サービス） （略）	第 63 条（本サービス） （同左）
第 58 条（取引情報の表示サービス） （略）	第 64 条（取引情報の表示サービス） （同左）
第 59 条（本サービスの利用等） （略）	第 65 条（本サービスの利用等） （同左）
第 60 条（本人確認） （略）	第 66 条（本人確認） （同左）
第 61 条（生体認証） （略）	第 67 条（生体認証） （同左）
第 62 条（パスコード等の管理等） （略）	第 68 条（パスコード等の管理等） （同左）
第 63 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （略）	第 69 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （同左）
第 64 条（本サービスにおける禁止事項） （略）	第 70 条（本サービスにおける禁止事項） （同左）
第 65 条（利用停止等） （略）	第 71 条（利用停止等） （同左）
第 66 条（反社会的勢力の排除） （略）	第 72 条（反社会的勢力の排除） （同左）
第 67 条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） （略）	第 73 条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） （同左）
第 68 条（保証の否認及び免責） （略）	第 74 条（保証の否認及び免責） （同左）
第 69 条（届出事項の変更）	第 75 条（届出事項の変更）

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2023年5月15日改定）**

(略)	(同左)
第70条（紛争処理及び損害賠償） (略)	第76条（紛争処理及び損害賠償） (同左)
第6章 ゆうちょ在留カード読取アプリ 第71条（総則） (略)	第6章 ゆうちょ在留カード読取アプリ 第77条（総則） (同左)
第72条（規定の適用） (略)	第78条（規定の適用） (同左)
第73条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（略） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ第75条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑥（略）	第79条（定義） 本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。 ①～②（同左） ③「利用者」 第1章及び本章に同意のうえ第81条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。 ④～⑥（同左）
第74条（本サービス） (略)	第80条（本サービス） (同左)
第75条（本サービスの利用等） (略)	第81条（本サービスの利用等） (同左)
第76条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (略)	第82条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (同左)
第77条（本アプリにおける禁止事項） (略)	第83条（本アプリにおける禁止事項） (同左)
第78条（利用停止等） (略)	第84条（利用停止等） (同左)
第79条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） (略)	第85条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） (同左)
第80条（保証の否認及び免責） (略)	第86条（保証の否認及び免責） (同左)
第81条（紛争処理及び損害賠償） (略)	第87条（紛争処理及び損害賠償） (同左)

以上